

第549回岡山海区漁業調整委員会
議事録

令和7年2月21日（金）

【第549回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和7年2月21日（金）14時10分～14時55分

2 場 所 ピュアリティまきび
岡山市北区下石井2-6-41

3 出席者

[委 員]

会 長	井本 瀧雄		
副 会 長	豊田 安彦		
委 員	國屋 利明	小谷 基	
	佐上 一彦	柴田 悟	
	平田 晋也	福重さと子	
	藤井 義弘	松下 勘次	
	松本 正樹	三宅秀次郎	
	山口 清貴	山下 広美	
		計14名	

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括参事	濱崎 正明
主 幹	弘奥 正憲	主 幹	村山 史康
技 師	上仲 慶和		

[事務局]

事務局長	下坂 泰幸	主 任	日比野康郎
------	-------	-----	-------

4 審議事項

- 第1号議案 公聴会の意見取りまとめについて
(結果) 利害関係人からの意見なし
- 第2号議案 海区漁場計画の変更について
(結果) 原案どおり承認
- 第3号議案 岡山県海面漁業調整規則の一部改正について
(結果) 原案どおり承認
- 第4号議案 知事管理漁獲可能量の設定について
(結果) 原案どおり承認

5 報告事項

資源管理の状況等の報告について

6 内 容

【下坂局長】

引き続きまして第549回岡山海区漁業調整委員会を開催いたします。本日の出席委員は14名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【井本会長】

議事に入る前に、議事録の署名委員さんを指名させていただきます。

柴田委員、山下委員、よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案「公聴会の意見取りまとめについて」でございます。海区漁場計画の変更に係る公聴会を開催いたしました但、利害関係人の出席はなく、意見もございませんでした。

続いて、第2号議案「海区漁場計画の変更について」でございます。海区漁場計画の変更については、前回の1月28日にその説明がありましたので、この場では説明を省略し、各委員の皆様方から御意見、御質問を受けたいと存じます。

【全委員】

(意見、質問なし。)

【井本会長】

御意見、御質問もないようですので、8ページの答申案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは、答申案のとおり承認することといたします。今後の手続について、水産課から説明をお願いします。

【村山主幹】

(海区漁場計画の変更に係るスケジュールについて説明した。)

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして、何か御意見御質問がございましたらお願いします。

【全委員】

(意見、質問なし。)

【井本会長】

よろしいですか。ないようですので次に第3号議案「岡山県海面漁業調整規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【下坂局長】

資料の13ページを御覧ください。令和7年1月28日付けで、知事から「岡山県海面漁業調整規則の一部改正について」諮問がまいっております。漁業法第57条第5項、第119条第8項及び水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について、水産課から説明させていただきます。

【弘奥主幹】

(岡山県海面漁業調整規則の一部改正について説明した。)

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【小谷委員】

衛星船位測定機とはAISのことですか。この規定はマグロ漁業を想定したものでしょうか。

【弘奥主幹】

衛星船位測定機は通称VMSと呼ばれるもので、衛星を介して船の位置を測定するものです。AISは衛星は使わないので30マイル程の範囲しか測定できませんが、VMSは更に広範囲に船の位置を測定することができるため、外洋の漁業にはVMSが使用されているようです。

主にマグロなどを目的とした遠洋漁業の大臣許可漁業で、VMSの設置が義務づけられております。

【小谷委員】

分かりました。

【三宅委員】

この議案とは関係ないですが、規則でワカメが2月15日まで獲れないし、所持もできないことになっています。早く伸びて流れ出したワカメが底びき網に混獲されることもあると聞いています。

漁業者から聞かれた際には、2月15日までは獲れないし、所持もできないと伝えていますが、良い案があればと思っています。

【濱崎総括参事】

規則第35条で、流れ藻を採捕する場合はこの限りではないとされているので、流れ藻であれば獲っていただいても問題ありません。

【三宅委員】

所持の禁止にもあたりませんか。

【濱崎総括参事】

この規定に違反して採捕したものについて所持を禁止しているので、規定に違反していなければ該当しません。

ただ、底びき網に入ったワカメが流れ藻であるか、漁具がかかって獲れたワカメかは判断することは難しいと思います。

【石飛課長】

ワカメが美味しく食べられる時期にはワカメが流れるというのは現実的ではないと思われるので、底びき網できれいなワカメが入ったということは、何らかの影響で自然に生えていたものが入ったと考えられます。色々な誤解が生じないように三宅委員が言われたような対応が良いのではないかと思います。

【三宅委員】

ワカメが採れる期間を早めることはできませんか。

またスーパーでは養殖ワカメが禁止期間内に売られているため、採捕禁止期間を誤解している者もいるようです。

【濱崎総括参事】

早くから採れるようになると、伸びる前のワカメを漁業者、遊漁者の皆さんが採ることになるので、資源に与える影響が懸念されます。遊漁者からの問い合わせも多く、関心も高いと感じています。

また養殖ワカメは規則第35条の適用を受けませんので、禁止期間内に売られていることもあります。

【小谷委員】

温暖化の影響もあるので、早く生えるようになれば、今後考え直す時期が来るかもしれない。美味しい時期に採れるようにしておかないといけない。

【三宅委員】

今後、期間の前倒しも視野に入れておいてもらえればと思います。

【三宅委員】

誤解を招いたことがあるのは愛媛県のナマコです。愛媛県ではナマコを10月から獲れることになっているようですが、岡山県では11月からしか獲ることができません。

岡山の中央市場で10月に愛媛県産のナマコが流通しており、仲卸業者から流通させて良いものか聞かれたこともあります。

近隣県と合わせるが良いと思います。

【井本会長】

他はよろしいですか。第3号議案「岡山県海面漁業調整規則の一部改正につ

いて」、23ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続きまして、第4号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」事務局から説明をお願いします。

【下坂局長】

資料の26ページを御覧ください。令和7年1月28日付けで、知事から「知事管理漁獲可能量の設定について」諮問がまいっております。漁業法第16条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定める場合に、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について、水産課から説明させていただきます。

【村山主幹】

(知事管理漁獲可能量の設定について説明した。)

【井本会長】

ただ今説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【小谷委員】

小型魚1トン、大型魚2トンとありますが、漁獲可能量をこれ以上を増やすことは難しいですか。岡山県内でも獲れることがあると聞いています。将来、マグロを主体に操業しようかとなった場合、漁獲可能量を増やすためにはもう一年待って、また来年のこの機会に増やすことになるのでしょうか。

【濱崎総括参事】

クロマグロの資源量は国際的な評価により近年回復してきたと判断されたため、日本全体での割当量が増え、各県に対する割当量が増えています。このように、国が各県への配分を決定しているため、県から積極的に要望して増やしてもらうことは難しいのではないかと考えています。

クロマグロが獲れた場合には御報告をいただきますが、その報告量が県の割当量を超えた場合には、各県で融通し、日本全体での割当量の中に納めましようということになります。

【小谷委員】

温暖化などの影響もあるので、本格的にマグロが獲れだしたときのことも考えておかないといけないと思います。

【濱崎総括参事】

仮に岡山で獲れだしたとなれば、香川県や兵庫県、愛媛県、広島県でも漁獲量が増えるということになりますので、そうなれば瀬戸内海各県が配分量を増やすよう、国へ要望していくことになると思います。

【小谷委員】

今期も獲れたことがあると浜では聞いたことがありますが、これまで獲れた実績はありますか。

【濱崎総括参事】

今年度、岡山県での報告はありませんので、香川県海面で獲れた可能性が考えられます。一昨年は日生で小型魚0.1トンを超過した実績がありますが、その時は岡山県の大形魚の枠と他県の小型魚の枠を交換し、調整した事例があります。

【小谷委員】

仮に流網漁業でマグロが混獲されるようになったとして、流網で獲ってはいけない、などという取扱をしないでいただきたい。

【濱崎総括参事】

流し網漁業においては、混獲はあり得ることなので、違反にはならないと考えられます。

【佐上委員】

マグロが獲れた場合の報告はどのように行いますか。組合に水揚げしたものを報告すればよいですか。

【濱崎総括参事】

基本的に生きたものは逃がすことになっていますが、組合に水揚げした場合には報告していただくことになっています。遊漁者がマグロを採捕した場合はこれとは別に国へ直接報告することになっています。

【小谷委員】

遊漁者の採捕可能量は、これとは別に設定されているということですか。

【濱崎総括参事】

遊漁者は漁業者枠とは別に、全国の遊漁者における採捕可能量が設定されています。その可能量を超えると委員会指示が出され、遊漁者はこれ以上採捕できないという制限がかかる、という仕組みです。

【井本会長】

他にないようですので、第4号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」、30ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続きまして、報告事項「資源管理の状況等の報告について」事務局から説明をお願いします。

【村山主幹】

(資源管理の状況等の報告について説明した。)

【井本会長】

ただ今、説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【全委員】

(意見なし。)

【井本会長】

ないようですので、以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【日比野主任】

事務局から報告事項はありません。

【井本会長】

それでは、これをもちまして第549回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：14時55分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和7年2月21日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
